

○厚生労働省令第四十六号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和元年九月十三日

(職業安定法施行規則の一部改正)

第一条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のよう改定する。

第一次の表のよう改定する。

(傍線部分は改正部分)

		改	正	後
		改	正	前
	(法第三十条に関する事項)			
第十八条	(略)			
3	法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。			
一	申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類			
イヽハ	(略)			
二	役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある場合に限る。）			
ホ	役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類			
(1)	当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書			
並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）				
(2)	当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイから二までに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合は、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイから二までに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。以下この(2)において同じ。）の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）			
ホヽチ	(略)			

(消費生活協同組合法施行規則の一部改正)

第二条 消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令、法務府令、厚生省令、農林省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後
--	---	---	---

	改	正	前
--	---	---	---

目次	第一章～第三章 (略)
第四章 管理	
第一節 (略)	
第二節 役員 (第五十七条の二～第六十五条)	
第三節～第十節 (略)	
第五章～第十章 (略)	
附則	

(役員となることができない者)

第五十七条の二 法第二十九条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により保育
害により役員の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行つ

ことができる者とする。

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第三条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

	改	正	後
(傍線部分は改正部分)			

	改	正	前
(新設)			

	改	正	前
(新設)			

	改	正	略
(新設)			

	改	正	略
(新設)			

	改	正	略
(新設)			

	改	正	略
(新設)			

	改	正	略
(新設)			

	改	正	略
(新設)			

	改	正	略
(新設)			

	改	正	略
(新設)			

	改	正	略
(新設)			

	改	正	略
(新設)			

代理人